

地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 医学部定員の更なる増員等により、医師の絶対数を確保すること。
- (3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師等の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

- (4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。

また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等を拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。

さらに、都市自治体が実施する医学生修学貸与資金について、返還義務免除時は非課税扱いとすること。

- (5) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。
- (6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を講じること。
- (7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。

また、魅力ある研修制度へ向けて努力している地方病院について、適切な財政支援を行うこと。

- (8) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

2. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、自治体病院を開設する都市自治体に対する地方交付税措置、公立病院特別債の元金償還に対する財政措置及び補償金免除繰上償還制度を拡充すること。

さらに、平成 26 年度以降も医療施設耐震化基金及び地域医療再生基金を延長すること。

- (2) 消費税率引き上げに伴い病院事業の負担が増大することから、十分な支援策を講じること。
- (3) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。

3. 救急医療について

小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

また、軽症患者の時間外受診への対応やかかりつけ医療機関への受診励行等、救急医療従事者の負担を軽減するための対策を講じること。

4. がん対策について

- (1) がん検診推進事業の対象範囲を拡大するなど、がん対策の一層の充実を図るとともに、「がん対策推進基本計画」における受診率を達成できるよう、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。
- (2) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

その際、国の計画を明確にしたうえで、十分な周知を行うとともに、地域の実態に応じて実施できる弾力的かつ恒久的な制度とすること。

(3) がん検診車におけるX線撮影について、医師の立会いがなくても包括的な指示により実施できるよう、法改正等を行うこと。

(4) 診療所においても疼痛緩和治療が広く実施できるよう、環境整備を図ること。

5. 感染症対策について

(1) 水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎ワクチン等について、早期に定期接種として位置付けるとともに、既に定期接種化されているワクチンと合わせ、十分な財政措置を講じること。

(2) 法定接種化に当たっては、実施主体である都市自治体と協議するとともに、地域住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間の確保に努めること。

また、医師の確保等に配慮した接種体制の整備を支援すること。

(3) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策については、国・地方自治体及び関係機関等の役割分担と連携の仕組みの実効性を確保し、万全の対策を講じること。

また、国民に対する的確な広報・啓発等の実施や都市自治体に対する正確かつ迅速な情報提供に努めること。

(4) ワクチンの安定供給対策を講じるとともに、国の責任において、価格抑制のための取組を行うこと。

また、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、国の責任において、全国統一的な委託単価標準の設定を行うこと。

さらに、混合ワクチンの開発・導入等により、被接種者等の負担軽減を図ること。

(5) 質の高い結核対策を確保するため、感染症指定医療機関に対する財政措置の充実に努めること。

(6) 肝炎ウイルス検診を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

(7) 風しんワクチン等について、任意予防接種に係る財政措置を講じるとともに、定期予防接種を受ける機会がなかった年齢層に対する啓発等の必要な対応を図ること。

(8) 子宮頸がんワクチンについて、安全性と有効性を含めて十分に検証し、その情報を広く国民と市町村に提供するとともに、接種の在り方に係る方向性を早期に明らかにすること。

6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。
また、すでに実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。
7. 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討し、必要な支援措置を講じること。
また、不育症に係る治療費等に対する必要な支援措置を講じること。
さらに、不妊及び不育症の相談体制を更に充実すること。
8. 難治性疾患患者の苦痛と負担の軽減を図るため、対象疾患の拡大をはじめとする必要な支援策を推進すること。
9. 都市自治体が行う 40 歳未満の者に対する健康診査について、助成制度を創設すること。
また、健康寿命の算定について、統一した指標を示すこと。
10. 住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。
11. 急性期医療を終えた患者について、安心して治療・療養ができる環境整備を図ること。
12. 終末期医療において患者の意思が尊重される制度を検討すること。
13. 骨髄バンク事業におけるドナーについて、登録や移植に係る助成等の環境整備を図ること。
14. 透析医療について、地域における提供体制の整備を推進すること。
15. 子どものむし歯予防に有用な集団フッ化物洗口について、財政措置を講じること。

16. 東日本大震災関係について

被災した医療機関の早期再建や常勤医師の地域的偏在の是正に向けた取組みを強化するとともに、地域住民が安心して暮らせる医療環境の充実を図ること。